多頭飼育対策事業等におけるトリミング業務に関する協定書

大阪府動物愛護管理センター(以下「甲」という。)と学校法人宮﨑学園大阪ペピイ動物看護専門学校 (以下「乙」という。)は、多頭飼育対策事業等において甲が収容した動物が円滑に譲渡されるよう、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　本協定書は、大阪府内において多頭飼育崩壊事案が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲に多数の動物が収容された際に、動物の衛生状態を適正にすることに関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定め、もって甲の譲渡事業を推進することを目的とする。

(協力要請)

第２条　甲は、多頭飼育崩壊事案が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対してトリミング業務への協力を要請することができる。乙は可能な限りその要請に協力するものとする。

２　前項の要請は、大阪府動物愛護管理センター所長が文書(別記第１号様式)により行うものとする。ただし、緊急の必要により文書をもって要請できないときは、口頭で協力を要請し、後日文書を提出するものとする。

(協力業務の内容)

第３条 甲が前条第１項の規定により乙に協力を要請することができる業務は次のとおりで、乙が対応可能なものとする。

（１）甲が収容した動物に対するトリミング等、別途定める業務仕様書に基づくもの

（２）前号に掲げるもののほか、緊急に行う必要があると甲が認めるもの

(業務の実施)

第４条　乙は、甲からの要請があったときは、原則、すみやかに前条の業務を実施する。

(業務の報告)

第５条　乙は、第３条に規定する業務を実施した時は、その結果を文書（別記第２号様式）により報告する。

(費用の負担)

第６条　第２条に規定する要請に基づき、乙が実施したトリミング業務に要する費用については、乙は単価見積書を甲に提出した上で、甲乙協議の上決定するものとする。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、トリミング業務を遂行する上で知り得た相手方の情報を第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後も、同様とする。

（甲の解除権）

第８条　乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定を解除できるものとする。

（有効期間）

第９条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）

第 10 条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年８月５日

甲　大阪府動物愛護管理センター

所長　大槻　美紀

乙　学校法人宮﨑学園大阪ペピイ動物看護専門学校

理事長　宮﨑　安弘

（別記第１号様式）

業務要請書

動　管　第　　号

年　　月　　日

○○○○　様

大阪府動物愛護管理センター所長

多頭飼育対策事業等におけるトリミング業務に関する協定書第２条第２項に基づき、下記のとおり要請します。

記

業務内容	多頭飼育対策事業等により収容した動物のトリミング
実施する 動物種および頭数	
実施予定日	年　　月　　日
その他必要な事項	

以上

（別記第２号様式）

業務報告書

番　　号

年　　月　　日

大阪府動物愛護管理センター所長　様

○○○○

多頭飼育対策事業等におけるトリミング業務に関する協定書第５条に基づき、下記のとおり報告します。

記

実施した 動物種および頭数	
実施日 実施場所	年　　月　　日
実施内容	
その他特記事項	

以上